

ひと ひと **女と男**

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

誰もが安心して働ける職場づくりのために

職場の「就業規則」を知っていますか？

就業規則は、労働時間や賃金などの労働条件に関することや職場内の規律などについてのきまりです。会社は、労働者がいつでも内容を確認できるように、就業規則を掲示したり、配布したりすることを義務づけられています。また、就業規則は労働基準法などの法律で定められた基準を満たしたうえで、以下の事項を必ず記載しなければなりません。

- 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替制に関する事項
- 賃金に関する事項
- 退職に関する事項



なお、労働基準法では、以下のように定められています。

例

労働時間

- | | |
|----------|----------|
| 1日の労働時間 | ……8時間以内 |
| 1週間の労働時間 | ……40時間以内 |

労働時間

- | | |
|--------------|---------------|
| 1日の労働時間が6時間超 | ……少なくとも45分の休憩 |
| 1日の労働時間が8時間超 | ……少なくとも60分の休憩 |

休 日

- 1週間のうち少なくとも1回
もしくは
4週間を通じて4日以上の休日

労働者を性別によって差別することは禁止されています

会社は、募集や採用について、性別に関わりなく均等な機会を与えなければなりません。また、配置や福利厚生などで、性別を理由として差別的取扱いをしてはいけません。

性別を理由として、賃金について差別的な取扱いをすることも禁止されています。

間接差別の禁止

直接的に「女性だからダメ」とはしていなくても、「身長170センチメートル以上の人」「2年ごとに全国に転勤」などの条件では、女性にとって不利になることもあります。このように実質的に一方の性に不利益になる条件は「間接差別」にあたるとされ、合理的な理由がない限り禁止されています。

- ①募集や採用にあたり、身長、体重または体力を要件とすること
 - ②募集や採用、昇進、職種の変更にあたり、転勤できることを要件とすること
 - ③昇進にあたり、転勤の経験があることを要件とすること
- ※②の要件は、7月1日からすべての労働者に適用されます



おごおり女性ホットライン
配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか?
ひとりで悩まずに相談してください。

☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。